

所定疾患施設療養費Ⅱ算定について (令和 7年 4月～令和 8年 3月算定分)

介護老人保健施設の入所者により適切な医療を提供する観点から、介護老人保健施設における疾患の発症・治療状況を踏まえ、算定要件や算定日数、対象疾患の見直しが行われました。

厚生労働省の規定に基づき所定疾患施設療養費Ⅱの算定状況について発表します。

<算定条件>

- ①入所者に対し、投薬、検査、注射、処置を行った場合。
- ②診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- ③当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ④当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
- ⑤1月に1回、連続する10日を限度。
- ⑥対象の入所者の要件
 - イ 肺炎の者
 - ロ 尿路感染症の者
 - ハ 带状疱疹の者
 - ニ 蜂窩織炎の者

イ 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	1	1	4	1	2	2	3		1	1	2
日数	1	4	8	27	9	20	13	18		10	9	2

ロ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	2	1	3	5	1	2	2	3	2	9	3
日数	7	20	7	28	36	10	18	13	24	11	59	15

ハ 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	5									1	
日数	3	4									8	

ニ 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数		4	4	2	2	3			2	3	3	1
日数		26	20	12	13	15			13	23	21	10

肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	3	12	6	9	8	6	4	5	5	6	14	6
日数	11	54	35	67	58	45	31	31	37	44	97	27